

DV 加害者臨床における「倫理的主体」の検討 アラン・ジェンキンスの修復的アプローチを手掛かりに

小松原織香*

はじめに

本稿では、新たな加害者臨床の試みとしてアラン・ジェンキンスの「修復的アプローチ」を取り上げる。「修復的アプローチ」とは、DV 加害者の「語り」に焦点を当て、セラピストとの対話の中で、「主体の変容」を促すセラピーの手法である。この修復的アプローチでは、DV 加害者は「倫理的目覚め」を経て、暴力の自己正当化をやめるようになる事例が報告されている。私は変容した DV 加害者の主体を、「倫理的主体」と名付けて考察したい。

従来の DV 加害者のセラピーでは、被害者と加害者の「分離」が前提とされていた。しかしながら、DV 事例の場合には、離婚後にも関係の継続をせざるを得ないことが少なくない。〈親権問題〉、〈友人や地域コミュニティ、血縁関係などの人間関係の継続〉〈加害者に対する複雑な心情〉などの問題が絡まり合い、DV 被害者は「分離」する前に多くの葛藤を抱える。こうした DV 被害者の葛藤に直面する現場でこそ、「家族の再構築」のニーズがあることは、広く知られているだろう。とりわけ、子のある事例では、コミュニケーションの不和を抱えたまま、関係を継続するという困難に陥る被害者は多い。そのため、暴力が起きている「家族」に対して、第三者が介入を行いつつも、被害者と加害者の「分離」を前提とせず、適切な距離を取りながらコミュニケーションをとり、「家族の再構築」の可能性を模索する必要がある。出てくる。

この文脈において、「家族の再構築」の前提条件となるのが「被害者の回復」と「加害者の更生」である。そのため、私はジェンキンスの修復的アプローチによって、加害者が暴力の自己正当化をやめ、「倫理的主体」と変容することが、「家族の再構築」への第一歩だと考えている。では、DV 加害者はどのようにして「倫理的主体」へと変わることができるのだろうか。

本稿では、以下の手順で DV 加害者の「倫理的主体」を検討する。第1章では現在の DV 加害者臨床の状況を鑑み、「家族の再構築」へ向けた修復的アプローチの導入の必要性を明らかにする。第2章では、ジェンキンスの修復的アプ

* 龍谷大学矯正保護総合センター嘱託研究員、同志社大学嘱託講師。
電子メール：<http://orika.nobody.jp> の送信フォームより。

ローチのモデルの根幹となる理論を考察する。第3章では、修復的アプローチを導入することによって、セラピストの位置付けが転換することを示す。第4章では、ジェンキンスのセラピーの実践事例を分析し、「倫理的主体」の構築の過程を具体的に明らかにする。

第1章 修復的アプローチによるDV問題への取り組み

1970年代よりDV被害者支援は、フェミニズムを中心に整備されてきた。相談窓口の設置、シェルターの建設、法整備、警察介入の強化など、「被害者を守る」ために「分離型」のDV被害者支援への取り組みがなされてきたのである。他方、DV被害者支援については、特に米国では「白人中流階級女性」の支援を最優先にし、マイノリティ女性に排他的であることが指摘されてきた。人種差別があるために、黒人女性にとって警察の介入はコミュニティの破壊を意味するため、DV被害を受けても助けを呼ぶことができない。そのため、コミュニティベースのDV被害者の支援が求められている¹。こうした「コミュニティ型」のDV被害者支援は、従来の「分離型」支援とは異なり、被害者と加害者を隔離することを第一義に置いていない。被害者が、加害者と同一のコミュニティに所属しつつ、暴力から逃れる方法を模索している。

「コミュニティ型」のDV被害者支援は、修復的司法の取り組みとも重複している。修復的司法は、1970年代から西洋諸国を中心に広まった紛争解決のアプローチである。従来の刑事司法は、加害者を被害者から分離し、警察・検察・刑務所などの国家機関が適切な処罰を下すことで紛争を解決してきた。他方、修復的司法は「被害者と加害者の関係」を紛争解決の中心に据える。当事者の「対話」によって、加害者の「謝罪・補償」を促し、被害者の「被害」を承認することで、コミュニティへの再統合を図るのである。

しかしながら、修復的司法において、DVは長らく禁忌とされてきた。これは、初期の修復的司法の一形式である「メディエーション」で、「修復」の名の下にDV被害者に暴力の許容を強いたという歴史があるためである。DVでは親密な関係において反復的に暴力が繰り返されているため、修復的司法の対話の中で関係が修復されたように見えても、再び暴力が始まる可能性が高い。そのため、修復的司法でDVを扱うのは難しいとされてきた。

それにも関わらず、DV被害者の側には、「分離型」支援ではなく「コミュニティ型」支援の中で、加害者との関係を修復するニーズは高い。こうしたニーズは、時には被害者の「病理」と捉えられることもあるが、粘り強く修復的司

¹ 以下の論文で詳しく述べた。小松原織香「性暴力・DV・児童虐待支援におけるコミュニティ・アプローチの可能性—ジェームス・プタセク『骨抜きに抗して』(米国)」。

法を推進する実践家もいる。たとえば、米国のリンダ・ミルズは DV 関係にあった被害者と加害者の対話により、関係が修復されたという報告を行っている²。ミルズが最重視するのは「被害者のニーズ」であり、当事者に寄り添った支援を目指していると言えるだろう。

修復的司法の「被害者のニーズ」に対して、「加害者のニーズ」はどう対応するのだろうか。DV の加害者の多くは、被害者との関係の修復を望む。その理由は、「被害者やその子どもへの愛着」や「元あった環境を取り戻すこと」にある。多くの加害者は自己の暴力を正当化し、「被害者にも落ち度があり、被害者こそが暴力を引き起こしている」と主張する。その加害者が、自らの暴力を見つめ、変わっていくことが、修復的司法の対話を行う条件となるだろう。

では、加害者は変われるのか。日本においても DV 加害者臨床は 1999 年の草柳和之『ドメスティック・バイオレンス 男性加害者の暴力克服の試み』³の出版をはじめ、取り組みが重ねられてきた。2001 年には山口のり子が『DV あなた自身を抱きしめて アメリカの被害者・加害者プログラム』⁴を公刊し、米国の DV 被害者・加害者のプログラムを紹介し、2002 年にフェミニストアプローチによる支援団体「アウェア」を設立した。また、NPO 法人「女性・人権支援センター ステップ」は DV 加害者のプログラムを提供し、継続した実践を行なっている。さらに、心理学者の中村正は家族療法から DV にアプローチし、グループを使った加害者臨床に取り組んでいる⁵。加えて、伊田広行も男性の立場から DV 加害者のグループ NOVO を運営し、『デート DV・ストーカー対策のネクストステージ 被害者支援／加害者対応のコツとポイント』⁶を出版している。

他方、加害者支援には、「被害者の支援が先である」「加害者の暴力に対して適正な法的判断がなされ、厳罰化することが重要である」という批判もある。また、治療プログラムを受けた結果、加害者が「私は更生した」と宣言し、家族関係に戻り、再び暴力を振るう危険もあると指摘されている。すなわち、「被害者の分離支援」を前提にする限り、加害者臨床は被害者にとっての有用性が見出しにくいのである。

それに対して、リスペクトフル・リレーション研究会(以下、「RRP 研」と略す)は、被害者と加害者も含めた「家族の再構築」を念頭に置いて、加害者臨床と被害者支援を接続するための調査研究と、実践を進めてきた⁷。RRP 研を牽引

² リンダ・ミルズについては以下の小西論文が詳しい。小西真理子「DVにおける分離政策のオルタナティブのために——リンダ・ミルズおよび修復的正義の視点——」。

³ 草柳和之『ドメスティック・バイオレンス 男性加害者の暴力克服の試み』。

⁴ 山口のり子『DV あなた自身を抱きしめて アメリカの被害者・加害者プログラム』。

⁵ 中村正「『加害者治療』の観点から 暴力加害者への臨床論のために」。

⁶ 伊田広行『デート DV・ストーカー対策のネクストステージ 被害者支援／加害者対応のコツとポイント』。

⁷ 『被害者支援の一環としての DV 加害者更正プログラム RRP プログラムワークショップから

し、開発したプログラム実践してきた信田さよ子は、臨床現場の経験を踏まえて、DV 加害者に対して『とりあえず』わずかでも彼らを変化させる方策を探らなければならない⁸という切迫した想いを報告書で述べている。なぜなら、被害者と引き離された加害者が、より苛烈な暴力に至る危険があるからである。

しかしながら、「家族の再構築」を実現するためには加害者は倫理的責任を負い、被害者に対して暴力の責任を取らなければならない。この「家族の再構築」を目指す加害者臨床の取り組みは、被害者と加害者の「対話」を視野に入れた修復的アプローチであると言えるだろう。そして、「暴力を自己正当化する加害者」から、「被害者に応答する倫理的主体」へと転換できることが、修復的アプローチの鍵を握ることになる。

第2章 修復的アプローチによる DV 加害者臨床

ここで、セラピストであるアラン・ジェンキンスの DV 加害者臨床の取り組みを取り上げたい。ジェンキンスはオーストラリアの心理セラピストで、民間や政府の資金によるカウンセリングセンターで勤務してきた。主著である *Invitations to Responsibility: The Therapeutic Engagement of Men Who are Violent and Abusive*⁹は 1990 年に出版されて以降、世界中で広く読まれている。その理論はカナダのブリティッシュコロンビア州の加害者臨床の実践にも大きな影響を与えた¹⁰。ジェンキンスは「修復的アプローチ」を用いており、「責任誘発(invitation to responsibility)」という新しい臨床モデルを提起している。この DV 加害者臨床における「誘発モデル(invitation model)」をさらに理論を発展させていき、その成果は 2009 年出版された *Becoming Ethical*¹¹で示された「倫理的になること(becoming ethical)」というフレーズに集約されている。ここではジェンキンスの理論について概括したい。

ジェンキンスは徹底的に構築主義の立場に立っている。「自己」は社会構造の中で構築されていく。そのため、男性性も社会構造を反映して作られている。社会には男性同士のヒエラルキーがあり、個々の男性は其中で「欲望(desire)」

の報告』RRP 研究会。

⁸ 信田さよ子「加害者は変わるか？ ～加害者臨床の可能性を探る～」『DV 加害者が良き父になるために ケアリングダッドプロジェクトに学ぶ』、2009 年、12 頁。

⁹ Alan Jenkins, *Invitations to Responsibility: The Therapeutic Engagement of Men Who are Violent and Abusive*.

¹⁰ 高野嘉之「DV 加害者との関わり方」、2012 年、p.12。

¹¹ Alan Jenkins, *Becoming Ethical: A Parallel, Political Journey With Men Who Have Abused*.

以降の引用では、文意を分かりやすくするために著者が適宜、山括弧〈 〉を補い、また角括弧 [] によって語を付け足した。

の形を限定されているのである。そのため、暴力を振るう男性の「欲望」も社会的に構成されているのである。そのことに対する「欲望」の可能性を、ジェンキンスは以下のように述べる。

しかしながら欲望は、コード化される際には〈無限の可能性と選好 (preference)〉を持ちうる。そして欲望は、[従来の] 男性性とは異なる形で他者に関わることができるのである¹²。

以上のように、ジェンキンスは DV 加害者男性の臨床を、アイデンティティの転換を目指して行なっている。ジェンキンスによれば、DV 加害者男性は〈病理的で社会から逸脱的している〉のではなく、男性が権力を持ち暴力を正当化するような〈社会に過剰適応している〉のである。ジェンキンスは以下のように述べる。

過剰適応という単語を使うことで、欲望が [社会構造の中で] 囚われているという考え方を一貫させ、次の事実を強調しよう。すなわち、〈親密な関係〉や〈家族関係〉の中での虐待的な行為は、男性が連帯感や帰属感、尊重されているという感覚を得ようと努力した結果であり、それは間違った [人間関係に関する] 政治戦略の反映なのである。¹³

以上のように、ジェンキンスは私の言い方をすれば「DV 加害者は社会の暗黙の了解を真に受けている」とみなすのである。そして、DV 加害者は「暗黙の了解」に抵抗することこそが重要であると、ジェンキンスは考えていると言える。

このことについて、ジェンキンスはドゥルーズの哲学を援用しながら、倫理について「[加害者の内面から] 新たに生成されたものや、存在のあり様について、〈外部にある、普遍的だと思われている道徳原則〉にあてはまるかどうかについて判断(judge)しない」¹⁴と表現している。すなわち、ジェンキンスは、主体は常に揺れ動く(flux)のだと考えている。「個人は支配的文化(dominant culture)の利益を再生産し、従う傾向がある。他方で、かれらはまた、支配的文化に対して抵抗をしてみせる」¹⁵という。「誘発モデル」ではこの揺れ動く主体の「複雑性(complexity)」を重視する。つまり、DV 加害者は社会構造の中で、支配的文化に従属して暴力を振るうこともできるが、それに対して抵抗することもできる。

¹² Jenkins, p.7.

¹³ Jenkins, p.7. 太字は原著ではイタリック。

¹⁴ Jenkins, p.11.

¹⁵ Jenkins, p.11.

以上のジェンキンスの主張に沿えば、DV 加害者は〈外部にある道德規範を守れない〉から教育や矯正が必要なのではない。差別に満ちた〈外部にある道德規範を守る〉ことで暴力をふるっているのである。そのため、DV 加害者に必要なのは〈外部の道德規範に従う〉のではなく〈内部の倫理的自己によって抵抗する〉ことなのである。すなわち、DV 加害者が倫理的主体になることが、ジェンキンスの修復的アプローチによる DV 加害者臨床の目指すところとなる。

第3章 修復的アプローチによるセラピストの位置付けの転換

ジェンキンスの特徴は、DV を社会的な文脈に置き直し、セラピーを政治的な行為とみなすことにある。初期の DV の被害者支援を始めたフェミニストも、DV は社会における「男性と女性の支配関係」の構造を反映させたものだと指摘し、被害者支援を政治的行為としても行なってきた。ジェンキンスはそのフェミニズムの理論を援用しながらも、発展的に DV を「支配的文化とその従属」の構造として再定義し直す。そのときに問題となるのは、セラピーにおける「セラピストの位置付け」である。

ジェンキンスは、従来の DV 加害者臨床は「介入モデル(intervention model)」であったとして、セラピストがクライアントに DV に関する自分たちの考えを教育し矯正することを批判する。確かに、DV 加害者の多くは男女の性差別を筆頭にして、権力関係の特権を利用して暴力を振るう。強いものが弱いものを抑圧するのが DV の構造である。そのため、セラピストは、クライアントの抑圧を止め、他者を尊重するように促し、「被害者と加害者」の関係の背景にある権力関係を変えていかなければならない。

しかしながら、セラピストとクライアントの関係もまた、権力関係である。セラピストが強い立場からクライアントを抑圧することは、暴力の再生産になってしまう。このことを、ジェンキンスはセラピストによるクライアントの「植民化」だと、次のように述べている。

〈虐待を行う男性〉に対する介入の理論と実践は、直面化、矯正、教育の過程を主としている。この〔介入の〕過程は植民化のメタファーを喚起させる。心理学的介入の一種は、虐待的行為を止めるという理由によって、意義ある成果のために、〈矯正〉と〈教育〉を容易に正当化する。¹⁶

以上のように、ジェンキンスは従来の介入モデルは、既存の権力関係の再生産に与する可能性を指摘している。権力関係を背景とした DV 加害者の暴力を止

¹⁶ Jenkins, p.14.

めようとする一方で、別の暴力を強化してしまうのである。

そのため、ジェンキンスの提起する「誘発モデル」では、セラピストもまた、クライアントと共に権力関係の問題に取り組むことになる。ジェンキンスは次のように言う。

ワーカー [セラピスト] としての、私たちの平行旅行(parallel journeys)は、[クライアントの探求と] 同様に、他者に開かれ、公平で他者尊重を重視する。同時に私たち自身の権力についての考えや実践を批判することを要求される。もし私たちが〈私たちとかれら(us and them)〉だと [お互いを] 位置付け、支配的な文化の利益や権力関係、実践から離れて、裁定的(judgmental)な態度で [この問題を] 考えるならば、[クライアントを] 相互尊重に至るための探求へと導くことはできないだろう。¹⁷

以上のように、ジェンキンスはセラピストもまた、社会構造から逃れられないことを指摘している。クライアントが、被害者（またはその他の他者）を尊重しなければならないように、セラピストもまたクライアントを尊重しなければならない。このとき、セラピストはクライアントを、暴力を振るう「敵」ではなく、支配的文化と共闘する「尊重すべき他者」としてみなすことが必要になる。

このような、ジェンキンスによる「セラピストの位置付け」の転換は、セラピーの理解においても重要である。ジェンキンスは「欲望」という用語を多用し、人間の内発的な変容に焦点を置くため、精神分析の手法との重複も容易に見出せる。しかしながら、精神分析において、セラピストとクライアントは「転移」と「逆転移」の個人的関係を重視する。他方、ジェンキンスは暴力の問題を、社会的文脈に差し戻し、クライアントの「支配的文化」に対する「共謀」と「抵抗」を重視する。精神分析では「治療への抵抗」として個人的な問題に還元されるような「DV 加害者の暴力の正当化」を、ジェンキンスは「支配文化との共謀」だとして社会的問題と接合するのである。この点において、ジェンキンスの DV 加害者臨床は精神分析とは袂を分かっていると言えるだろう。

したがって、修復的アプローチではセラピストの役割が大きく変わることになる。ジェンキンスはセラピストの役割はクライアントに「安全な通路(safe passage)」を用意することだという¹⁸。セラピストはクライアントが、支配的文化に抵抗しながら、倫理的主体を生成する心の旅に寄り添うのである。これは、被害者支援ではセラピストの基本的な立場であるが、加害者支援でも同様であ

¹⁷ Jenkins, p.14.

¹⁸ Jenkins, p.23.

るといえる。被害者の回復の力を信じるように、加害者の更生の力を信じるのが、セラピーの基軸になると考えられるだろう。ジェンキンスはこの基本姿勢によって、数々のクライアントの臨床経験を積んできた。著作でも多くの事例を用いることで、自らの思想を裏付けしている。

第4章 DV加害者の倫理的主体の構築過程

それでは、ジェンキンスは実際のセラピーの中で、DV加害者の倫理的主体の構築を、どのように促していくのだろうか。ジェンキンスの使う介入の手法はナラティブ・アプローチである。重要なのは、クライアントの語りをセラピストが「抑圧への好奇心(*curiosity about restraint*)」¹⁹を持って聞く態度である。これまで述べてきたように、クライアントは男性的な価値観によって抑圧されているため、失敗は恥だという規範を内面化している。そのため、クライアントは暴力によって相手を傷つけたことを認めず、自分の正当性を強固に弁明する。そこで、ジェンキンスは、「[クライアントが] 過去に経験した抑圧へ好奇心を持つことによって、我慢強く聴くように努めることができるし、クライアントにとって重荷になり引け目に感じているような抑圧的な人間関係に巻き込まれないように対応することができる」²⁰と考えている。さらに、ジェンキンスは、クライアントに、彼が過去に行なった行動の「意図を聞く」ことが重要であると指摘する。この「意図」に焦点を当てることで、「〈クライアントの倫理的な意図〉と〈クライアントの自暴自棄の行動〉を分ける手助けをすること」²¹で、クライアントの主張する〈倫理的な正当性〉と〈被害者への暴力〉の矛盾に気づかせるのである。クライアントがこの矛盾に気づき、自らの定める倫理的な尺度によって、自らの行なった不正に思い至り、「恥の感覚」に襲われた時、クライアントは倫理的主体を構築するのである。

本章ではジェンキンスの *Becoming Ethical* で参照されるジャックの事例を参照する。ジャック(28歳)は、妻のスー(25歳)を強く揺さぶり、平手で殴ったことで、警察に通報された。警察からの命令でカウンセリングにやってきた。ジャックには4歳の息子ポールがいる。スーはこの事件の後にポールを連れて家を出て行った。ジャックはこの事件で不当に扱われたと感じており、セラピストにはスーを連れ戻して欲しいと要求している。文献の中では長期のセラピーの中での「ジャックの変容」が詳細に描かれている。本章では、「倫理的主体の構築」に焦点を当てているため、事例の一部のみを取り上げる。さらに、分析

¹⁹ Jenkins, p.44.

²⁰ Jenkins, p.45.

²¹ Jenkins, p.45.

を整理するために、倫理的主体の構築のプロセスを(1)倫理の可能性の模索(2)倫理的目覚めの二段階に分けた。分析結果は以下である。

(1) 倫理の可能性の模索

セラピーの第一段階では、セラピストとクライアントが信頼関係を作りながら、「倫理の可能性」を模索していく。最初に、セラピストはクライアントに「[私はあなたのことを] 知らない(not knowing)」²²ことを宣言する。「あなたが何を考え、何をしたのか知らない。何が起こったのかわからない」という無知の態度を示すのである。この態度は修復的アプローチでは徹底して繰り返される。クライアントに経験を繰り返し語らせるだけで、セラピストはその内容の評価は一切しない。これが修復的アプローチの第一義に置かれるルールである。

ジャックの事例の場合も、最初の面接でセラピストは通報のあった事件について何があったのかを尋ねた。すると、ジャックは「スーはこんなひどいことをしたんです。彼女は自分の居場所である家に帰って来るべきです。彼女は家族のことを何にも考えていないんです。ポールのためにも何にもしないんです」²³と訴え始める。それに対してセラピストは「ポールのことをとっても心配しているんですね。あなたにとって、スーやポールとの関係はどんなに大事なんでしょうか？」²⁴と尋ねる。ジャックは「私の家族は、私にとって全てです」²⁵と答えた。そこからまた、ジャックはスーを責め立てようとするが、セラピストはそれを止める。そして、ジャック自身の経験や感情に焦点を当て、「あなたが置き去りにされた時、誰か気にかけてたり関わったりしてくれましたか？」²⁶と聞き返す。このとき、ジャックは憤りの表情から、悲しみの表情へ変化する。そこに畳み掛けるようにセラピストは「彼女が去ってしまった時、どんなにショックだったでしょう？」と質問する。彼は「[家族は] 私のそばにいたべきだ」²⁷と応えた。

以上のように、セラピーの始めでは、ジャックはスーへの叱責を繰り返し、憤激の感情で「自己陶酔(self-intoxication)」に陥っていた。セラピストは、ジャックの暴力の自己正当化を咎めることはしないが、自己陶酔を止めて「しらふの思考(sober consideration)」に導いている。ジャックの語りを〈他責〉から〈自己洞察〉へ転換しているのである。そのことで、ジャックの、これまでにない「自分の感情を打ち明けるような語り」の余地が生まれている。そして「私

²² Jenkins, p.47.

²³ Jenkins, p.51.

²⁴ Jenkins, p.51.

²⁵ Jenkins, p.51.

²⁶ Jenkins, p.51.

²⁷ Jenkins, p.51.

の家族は、私にとって全てです」という言葉を引き出し、「家族がこうあって欲しい」という欲望を語らせている。この欲望を糸口にして、セラピストは「倫理の可能性」を探っていく。

セラピストは、今度はジャックに対して家族像を尋ねるが「普通の家族を求めているだけです(just want a normal family)」²⁸と漠然とした答えしか返ってこない。そこで生育歴を遡っていくことにした。ジャックは22歳の時にスーと出会い「大切にしたい唯一の女性だ」²⁹とあって結婚した。その後、スーがポールを妊娠して大喜びし、「私は[家族を持ち、父親になるということ]をやり遂げたんです。スーは初めての家族です」と感じたと述べる。ジャックはさらに、「息子が[自分自身で]ずっと[親から]大切にされ、特別な存在として扱われていると感じること、それがこの家族[にとって重要なこと]です」³⁰と語っている。

以上のように、ジャックは家族に対して倫理的なものを語っている。妻や子どもを「大事にしたい」と考えているのである。そこで、セラピストはジャックにとっての倫理的尺度を明らかにしていく。そのプロセスに必要なのが、ジャックの生育歴についての語りである。ジェンキンスは「彼の育って来た時間的文脈の中で、これらの倫理的な概念の定義と尺度を掘り下げていきながら、倫理的対話は展開していく」³¹と述べている。そのため、ジェンキンスはクライアントの子ども時代に焦点を当てる。この時に重要になるが「差異を通じた繋がり」³²である。「虐待の連鎖」という言葉に象徴されるように、抑圧を受けてきた者は、〈同一〉の暴力を繰り返すとみなされる傾向がある。しかしながら、ジェンキンスは〈過去に抑圧してきた人物〉と〈今のクライアント〉の〈差異〉に着目する。そのことで、過去の経験の中からクライアントが作り出した独自の「倫理的素地」³³を明らかにするのである。

では、ジャックの事例に戻ろう。ジャックの父親は、母親や子どもに暴力を振るっていた。ジャックは13歳でその家から逃げ出したが、身を寄せたおじとお婆の家で、おじから性的虐待を受ける。15歳で再び家出をするが、ピザ屋の仕事を先の上司が「小児性愛者」³⁴であると気づいてやめた。アルコールやドラッグの依存症になった。19歳でようやく「まともな仕事」³⁵について教育を受けることができた。

²⁸ Jenkins, p.55.

²⁹ Jenkins, p.55.

³⁰ Jenkins, p.55.

³¹ Jenkins, p.55.

³² Jenkins, p.55.

³³ Jenkins, p.56.

³⁴ Jenkins, p.57.

³⁵ Jenkins, p.57.

以上のジャックの生育歴は厳しいものであるが、セラピーでは過去の出来事を理由に免罪したり、正当化したりすることはない。反対に、過去のクライアントが厳しい環境の中でも奮闘して来たことに焦点を当てる。ジェンキンスは「逆境に直面する中で、倫理は可視化され、認められ、知られる」³⁶と述べている。どうやってクライアントが生き延びたかが、その人の倫理的素地を示すのである。

では、ジャックの事例では、どのような倫理的素地が見られるのだろうか。セラピストの対話の中で、ジャックはポールが生まれるとわかって、ドラッグを自力でやめたことを語った。その理由をセラピストが問うと、ジャックは「私にはちゃんとした父親が必要だったと、自分で知っていたんです」³⁷と答えた。この言葉は、ジャックが「虐待の連鎖」として父親と同じ行為を繰り返すのではなく、違うことをしようと努力し、行動していたことを示している。ジャックは自分の尺度で倫理的に物事を考え、行動に移す力があるのである。こうして、暴力を自己正当化していたジャックにも、倫理的素地があり、倫理的主体の構築が可能であることが明らかになったのである。

(2) 倫理的目覚め

セラピーの第二段階では、セラピストは事件の詳細を、クライアントの独自の倫理的尺度と照らし合わせながら振り返るように、クライアントに促していく。クライアントは、自分が暴力を振るって被害者に及ぼしたところのダメージについて考えたくないで、「被害者を責める語り」に逃げようとするが、セラピストは経験したことを語るように根気強く励ましていく。

ジャックの場合も、事件の話になるとスーを責めて自己陶醉にひたり、倫理的省察に至ることができなかった。ジャックの語りの中では、スーが「電話に出なかった」ことが暴力の引き金になっている。そこでセラピストは、ジャックにとって電話がどういう意味を持つのかについて、掘り下げて質問をしてみた。すると、ジャックは「私は本当に怒っているんですよ。彼女はいつも有り得ないくらい [長い時間をかけて] 友だちと電話をするんです。彼女は馬鹿げた考えで頭がいっぱいなんです。彼女は私が電話するって知ってるのに」³⁸と述べた。詳しく聞いていくと、ジャックはスーに1日に4~5回電話をしている。このことから「ジャックは、電話を愛とつながりの表現だとみなしている」³⁹ことがわかった。すなわち、ジャックにとってスーが電話に出ないことは、家族に対する愛情がないということなのである。セラピストが批判せずに聞いてい

³⁶ Jenkins, p.57.

³⁷ Jenkins, p.57.

³⁸ Jenkins, p.65.

³⁹ Jenkins, p.65.

くと、ジャックは「彼女は家族よりも友達のことを考えている」⁴⁰と語った。このことから、ジャックは愛を拒絶されたことで傷つき、そのことがきっかけでスーに対する暴力が発動していることがわかる。スーが電話に出ないことで、ジャックは心配になり、そのことで傷ついたり不満を持ったりする。そして、ジャックはセラピストに話す中で、スーが自分のことをプレッシャーに感じたり、恐れったりしていることを認めた。

ジェンキンスは、クライアントの多くが暴力を振るっている時に、「何が起き、どう行動し、[被害者が] どう反応しているのかに気づいている」⁴¹と指摘する。そのため、セラピストは何度も事件について「あなたは何を見ましたか？」と問わなくてはならない。そのことをジェンキンスは以下のように述べる。

男性 [たち] はかれらの〈パートナーの経験〉の認識を何度も新たに
する。その〈パートナーの経験〉の中には、恐怖の感情や脅迫 [を受けたこと]、
[男性を] なだめ、さらなる暴力や口論を避け、子どもを守ろうとする試
みも含まれている。⁴²

以上のように、ジェンキンスはクライアントがセラピーを通して「見る」ことができるようになることを指摘している。それまでも、クライアントは間違いなく暴力をふるっていたし、そこで起きたことも知っていた。しかしながら、「見る」ことができなかったのである。起きたことを直視することへの抵抗が、〈倫理的目覚めの壁〉になっている。この壁を破るためのひと押しをする役目を、セラピストは担わなければならない。

ジャックの事例でも、何度もセラピストが事件の場面について問いかけるが、「スーは私に死ね(fuck off)と言いました。そして出て行ったんです」⁴³と自分が振るった暴力を直視することを避けようとした。さらに、「彼女には教育のための訓練が必要だったんです」⁴⁴と暴力を正当化する語りを繰り返す。こうして、ジャックはスーに対して復讐心を募らせていったのである。そこで、セラピストは視点を変えることにして、ジャックに「[事件の日に] あなたがスーを怒鳴りつけて掴みかかっている時に、ポールはどこにいますか？」と問いかけた。その次の瞬間に起きたことを、ジェンキンスは以下のように述べている。

ジャックはその直後に震えて、目を下にそらしたように見えた。驚くこと

⁴⁰ Jenkins, p.66.

⁴¹ Jenkins, p.66.

⁴² Jenkins, p.66.

⁴³ Jenkins, p.66.

⁴⁴ Jenkins, p.67.

でもないが、問いかけによって「恥への窓(window to shame)」が開かれる様子が見えた。

[この] タイミングの良い問いかけは、男性の倫理、そして〈倫理〉と〈行動〉の間の実質的な矛盾への気づきが生まれることについての、[セラピストの] 知識と理解によってもたらされる。これが呼びかけによる誘発(invitational provocation)である。⁴⁵

以上のように、ポールについての〈セラピストの問いかけ〉によって、倫理的目覚めが誘発される。ジャックの事例であれば、この問いかけで、ジャックの息子がジャック自身によって脅かされていることに気づくのである。ジャックはここで「矛盾またはパラドックス」⁴⁶に陥る。ジャックの倫理的尺度によれば、ポールが傷つけられ脅かされることは、間違った行為である。この時、ジャックは矛盾に満ちた彼自身を直視することになった。この「ポールへの暴力」に対する気づきの後、ジャックは自分がスーにも暴力をふるっていたことを認めていく。その結果、ジャックはスーに対しても矛盾した行動をとってきたことを理解する。すなわち、「彼の愛する女性を傷つけないが、彼は明らかに彼女を傷つけるような復讐心に満ちた考えを楽しんでいる」⁴⁷のである。ジェンキンスはジャックの矛盾を「二つの真実」⁴⁸だと表現する。ジャックは、セラピストに嘘をつき、口だけでスーへの愛を語っているわけではない。倫理的に〈スーを傷つけるべきではない〉と考えながら、〈スーを傷つけることを楽しんでいる〉。これは、ジャック自身にとってもショックな出来事である。ジャックは深く後悔し「現実がそこにあって(虐待的な振る舞いを)見ているようだった」⁴⁹、とジェンキンスは述べている。

セラピストは動揺しているジャックに「あなたは何を見ましたか？」⁵⁰と質問する。ジャックは「見た」⁵¹と答えた。さらに、セラピストが「あなたは何を見たんですか？」⁵²と問うと、ジャックは「彼(ポール)は怖がってる。最悪だ」⁵³と答えた。セラピストが「彼(ポール)が怖がっていることがどうしてわかるんですか？」⁵⁴と聞くと、ジャックは「目を見ればわかる」⁵⁵と答える。

⁴⁵ Jenkins, p.67.

⁴⁶ Jenkins, p.67.

⁴⁷ Jenkins, p.67.

⁴⁸ Jenkins, p.67.

⁴⁹ Jenkins, p.67.

⁵⁰ Jenkins, p.68.

⁵¹ Jenkins, p.68.

⁵² Jenkins, p.68.

⁵³ Jenkins, p.68.

⁵⁴ Jenkins, p.68.

⁵⁵ Jenkins, p.68.

このように、クライアントは倫理的目覚めを経て、自分の暴力を直視し、ショックを受ける。ジェンキンスは、ここでセラピストがクライアントに「安全な小道(safe passage)」を用意する必要があることを指摘している。この後悔の経験を〈自責〉ではなく〈倫理的考察〉に転換していくのである。ジェンキンスはセラピストの役割について次のように述べている。

私は、ジャックにこの経験を [新たに] 意味づけし、捉え直し、〈倫理的再生〉を探求してほしい。また、[私はジャックの] 恥の経験を〈無力感〉から [自己の] 尊厳や統一を可能していけるようなものへと置き換えることを手助けしたい。⁵⁶

以上のように、倫理的目覚めはクライアントを無力感に迫りやる可能性もある。ジャックの場合であれば「[暴力をふるう] 私には価値がない、[かつて自分に暴力をふるった] 父親と同じように」⁵⁷と覚えることによって、「虐待の連鎖」を行なっていることへの自責の念で、打ちのめされてしまう。暴力をふるったことがクライアントにとって「耐えがたいような恥の経験」⁵⁸になっているのである。もしクライアントがこの恥を受け止められなければ、彼は問題を回避し、矮小化し、正当化するといういつものパターンに戻ってしまう。そのため、ジェンキンスは「私たちはジャックを恥の経験にとどまるようにできる方法を見つける手伝いをしなければならない」⁵⁹と述べている。このときに鍵となるのは、(1)でも述べた「差異を通した繋がり」である。セラピストはジャックに「あなたのお父さんは、あなたやお母さんに何をしたのかについて考え、[暴力を] 止めようとしたことはありますか？」⁶⁰「もし、彼がそうしたとすれば、[それはあなたと] 何が違うんでしょう？」⁶¹と質問する。「虐待の連鎖」に逆らい、ポールのためにドラッグをやめたという「倫理的素地」がジャックにはあった。今回も、ジャックは自分の父親とは違う〈差異〉を生み出して、倫理的な行動をすることが可能なのだと、セラピストは誘導している。その中で、ジャックは励まされて「ポールの側に立ち」⁶²ながら「ちゃんとした、お父さん」⁶³になるように考え始めるのである。

以上が、ジェンキンスの理論に基づくセラピーの概要である。この後、ジャ

⁵⁶ Jenkins, p.67.

⁵⁷ Jenkins, p.68.

⁵⁸ Jenkins, p.68.

⁵⁹ Jenkins, p.68.

⁶⁰ Jenkins, p.69.

⁶¹ Jenkins, p.69.

⁶² Jenkins, p.69.

⁶³ Jenkins, p.69.

ックは再び「倫理的主体」として、スーへの補償について行動を起こしていくことになるが、本稿は「主体の構築」に焦点を当てているため、省略した。

それではジェンキンスの理論を「倫理的主体」の視点から、もう一度、まとめておこう。「倫理的目覚め」の後に、もう一度「倫理的主体」としてクライアントが再生する鍵を握るのは〈差異〉である。クライアントは過去に受けた暴力の経験を通して、そこから非暴力に至ろうとした独自の「倫理的素地」を再び認識する。そのことにより、内発的に自らの倫理尺度に則って、暴力をふるうことをやめ、非暴力的な行動をとるようになる。この非暴力への志向性は、「暴力を振るってはいけない」という道徳的規範や命令や強制によって生まれるものではない。それはクライアントの〈内部〉にある欲望が刺激されて生まれてくる変容である。規範への同一化により〈あるべき姿〉を目指すのではなく、過去を振り返り、そこから自らを差異化することによって〈そうではないもの〉を生み出そうとするのが、ジェンキンスの理論から浮かび上がってくる倫理である。

おわりに

以上のように、ジェンキンスの DV 加害者臨床の理論を「倫理的主体」の観点から概括してきた。ジェンキンスはセラピーにおいて〈差異〉を重視している。そのためジェンキンスは、クライアントに「DV 加害者としての自己像」を乗り越え、それまでとは異なる「倫理的主体」を構築させることを目指している。ジェンキンスにとって、セラピストの役割とは、クライアントの「新たな主体を生成しようとする過程」に寄り添うことである。ジェンキンスの実践事例を通して、DV 加害者が「暴力を直視することで暴力の自己正当化をやめる」という変容を、セラピストが誘発できることが明らかになった。「加害者は変わるか」という問いに対する答えの一つとなるだろう。セラピーを通して、DV 加害者は倫理的主体となる可能性を持っているのである。DV 加害者が内発的に自らの暴力行動を問い直し、非暴力へ至ることによって、「家族の再構築」に向けた「対話」の可能性は開かれるだろう。

他方、本稿は「加害者の変容」に焦点を当てたため、被害者との「対話」の問題にまで踏み込むことはできなかった。「家族の再構築」のためには、被害者との「対話」が必須となる。しかしながら、加害者が倫理的主体へと変容したとしても、被害者と「対話」するためには、もう一段階深いコミュニケーションの面での介入が必要だろう。この点については、今後の課題としたい。

参考文献

【英語文献】

Alan Jenkins, *Invitations to Responsibility: The Therapeutic Engagement of Men Who are Violent and Abusive*. Dulwich Centre Publications, 1990. (翻訳：信田さよ子・高野嘉之『加害者臨床の可能性 DV・虐待・性暴力被害者の責任をとるために』日本評論社、2014年)。

Alan Jenkins, *Becoming Ethical: A Parallel, Political Journey With Men Who Have Abused*. Russell House, 2009.

【日本語文献】

伊田広行『デートDV・ストーカー対策のネクストステージ 被害者支援／加害者対応のコツとポイント』解放出版社、2015年。

草柳和之『ドメスティック・バイオレンス 男性加害者の暴力克服の試み』岩波書店、1999年。

小西真理子「DVにおける分離政策のオルタナティブのために——リンダ・ミルズおよび修復的正義の視点——」『生存学研究センター報告』第24号、88-104頁、2016年。

小松原織香「性暴力・DV・児童虐待支援におけるコミュニティ・アプローチの可能性—ジェームス・プタセク『骨抜きに抗して』(米国)」『共生と修復』共生と修復研究会、第4号、2014年、pp.35-37

高野嘉之「DV加害者との関わり方」『被害者支援の一環としてのDV加害者更正プログラム—RRPプログラムワークショップからの報告』RRP研究会、2012年、p.12。

中村正「『加害者治療』の観点から 暴力加害者への臨床論のために」『法と心理』第11巻第1号、14-20頁。

信田さよ子「加害者は変わるか？ ～加害者臨床の可能性を探る～」『DV加害者が良き父になるために ケアリングダッドプロジェクトに学ぶ』リスペクトフル・リレーションシップ研究会、2009年、12頁。

山口のり子『DV あなた自身を抱きしめて アメリカの被害者・加害者プログラム』梨の木舎、2001年。

【報告書】

『被害者支援の一環としてのDV加害者更正プログラム RRPプログラムワークショップからの報告』RRP研究会、2011年。